別控除額「16」＋別表六(八)「11」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」	を	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「23」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」)

を、

課税留保金額 (別表三(一)「37」)
同上に対する税額 (別表三(一)「45」)

を

課税留保金額 (別表三(一)「40」)
同上に対する税額 (別表三(一)「48」)

を、「㉛の25.5％又は23.9％相当額」を「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額」を、

法人税額 (㉝の25.5％又は23.9％相当額)

を「法人税額 (㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額)」を、

外国税額 (別表六(二)「16」)

を

外国税額 (別表六(二)「20」又は別表六(五の二)「16」)

に改め、同表の記載要領第１号中「法第145条第１項（外国法人の申告）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第８号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項（申告、納付及び還付等）」に、「別表五の二(一)付表二」を「別表一(三)」に、「法第145条第１項に」を「平成26年旧法人税法第145条第１項に」に、「以下同じ」を「以下別表一(三)までにおいて同じ」に改め、同第四号ニ(二)中「第42条の６第12項」を「第42条の６第７項」に改め、「、第42条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を削り、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）、」を加え、「経営革新設備等に係る法人税額）、」を「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、同ホ(二)中「別表六(二十六)「31」」を「別表六(二十四)「31」」に改め、同第八号中「又は」の次に「平成26年旧法人税法」を加え、同第九号中「「㉛の25.5％又は23.9％相当額　㉟」」を「「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額　㉟」」に、「「法人税額 (㉝の25.5％又は23.9％相当額)　㊲」」を「「法人税額 (㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額)　㊲」」に、「平成27年４月１日」を「平成30年４月１日」に、「「25.5％又は」」を「「23.9％、23.4％又は」」に、「同日」を「平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度にあつては「23.9％、」及び「又は23.2％」を消し、平成28年４月１日」に、「「又は23.9％」」を「、23.4％又は23.2％」」に改める。

別表一(一)の表中

法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「22」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「36」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」)	を	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「23」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」)

に、

リース特別控除取戻税額 (別表六(二十六)「31」)

を

額

を

リース特別控除取戻税額 (別表六(二十四)「31」)

に、

外国税額 (別表六(二)「16」)

を

外国税額 (別表六(二)「20」又は別表六(五の二)「16」)

に改める。